



たき火・野焼きによる火災に注意を！

須坂市消防本部管内では、毎年、たき火・野焼き等による火災が発生しています。代表的な原因は以下のとおりです。（特に3月から5月に多発）

- ◆風が強く乾燥した日にたき火や野焼きを行い、風にあおられて周囲に延焼
- ◆消火の確認をせずその場を離れ延焼



消防署への届出について

屋外でたき火・野焼き等火を取り扱う際は事前に消防署へ次の届出が必要です。
「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届」

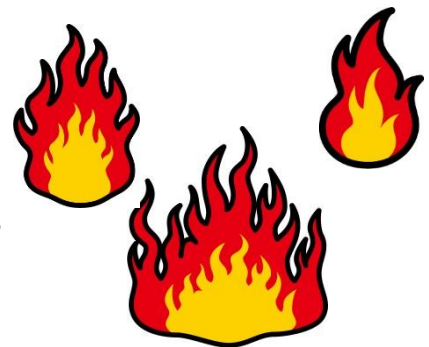
この届出は、誤報による消防出動などを避けるためで、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。（野焼きは原則禁止です。詳細は裏面参照）

気象状況により危険と判断される場合や、煙・異臭等の苦情、煙等による交通への影響があった場合は、焼却の禁止・制限・消火等をお願いすることがあります。



屋外で火を取り扱う際、次のことに注意しましょう！

- 1 事前に消防署へ届出をする。（実施する市町村の消防署・分署へ。電話届出可）
- 2 空気が乾燥しているときや風の強いときは行わない。
- 3 すぐ消火できるよう水などを用意する。
- 4 できるだけ複数人で行う。
- 5 付近住民の迷惑や交通障害にならないよう行う。
- 6 一度に多量の焼却は行わない。
- 7 着火しにくい服装で実施する。
- 8 焼却中は、その場を離れない。
- 9 焼却後、必ず消火を確認する。（完全消火）
- 10 夜間の焼却は行わない。（午後3時までに終了）
- 11 急激に燃え広がるなど、消火できなくなった場合は、すぐに119番通報する。





野焼き（ごみの焼却・野外焼却）の禁止について

廃棄物の焼却は、法律によって次の例外を除き禁止です。

廃棄物を田畑や庭・簡易焼却炉・ドラム缶等で焼却することは原則禁止です。

例外的に焼却しても良い例

1 法的な基準に従って行う廃棄物の焼却

※法的に認められた焼却炉（清掃センター等）での焼却 など

2 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

※森林の病害虫の駆除を目的として焼却 など

3 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの

※河川管理者が行う伐採した草木の焼却 など

4 災害（震災・風水害・火災・凍霜害など）の予防・応急対策または復旧に必要な焼却

※凍霜害予防のため、わら等を焼却 など（廃タイヤの焼却は認められません）

5 風俗習慣上または宗教上の行事を行うため必要なもの

※「どんど焼き」など地域の行事における焼却 など

6 農業・林業または漁業を営むために行われる焼却で軽微なもの

※田畑でのわら、剪定した枝の焼却 など（廃ビニールの焼却は認められません）

7 たき火その他日常生活を営むために行われる焼却で軽微なもの

※落ち葉焚き など（生活環境に与える影響が軽微なもの）

【罰則】

違反者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



お問い合わせ先

消防署への届出について（届出は実施する市町村の消防署・分署へ。電話でも届出可能）

【須坂市】 須坂市消防署 026-245-0119 【小布施町】 小布施分署 026-247-5901
【高山村】 高山分署 026-248-0119

野焼き（ごみの焼却・野外焼却）について（問合せは実施する市町村の担当課・係へ）

【須坂市】 須坂市役所 生活環境課 026-248-9019 農林課 026-248-9004
【小布施町】 小布施町役場 住民税務課 住民係 026-214-9109
産業振興課 農業振興係 026-214-9115
【高山村】 高山村役場 住民税務課 生活環境係 026-214-9267
産業振興課 農政係 026-214-9268